

除雪作業にご理解を！

国土木課 ☎⑤ 6730

大雪時には、早期の通行確保を優先した除雪を行います

大雪時には除雪が行きわたるまでに時間がかかり、緊急車両の通行などに支障が出る場合があります。

そこで、早期の通行確保のため、大雪時に限って右記の作業順序で行います。

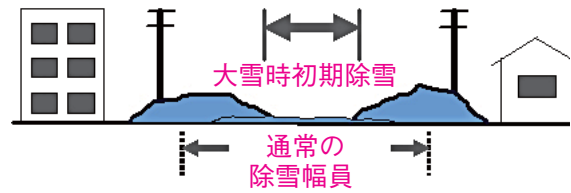
また、沿線に住家や施設などがなく、かつ迂回路がある一定の路線を「一時閉鎖路線」として設定し、通行が確保された後に除雪を行います。

ご理解とご協力をお願いします。

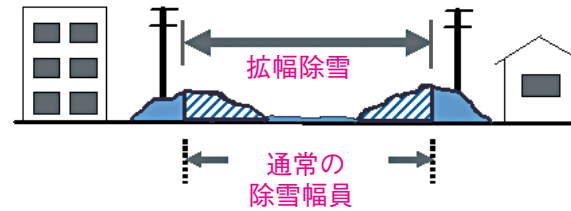
※右記の一連の作業を2～3日以内で完了させるように努めます。

※大雪時の除雪作業の実施については、駒らん情報めーるなどでお知らせします。

1 緊急車両が通行できる最低限の幅員を早急に確保し、すれ違いができるよう待避所を設けます。



2 その後、順次走行車線の幅を広げるなど、交通の支障とならない状態を確保します。



3 一時閉鎖路線と歩道を除雪します。

❖ 「一時閉鎖路線」には看板を設置します。

指名競争入札等参加資格審査申請書受付

各団体が実施する競争入札などに参加を希望する事業者などは、次により申請してください。提出要領や各指定様式などは各団体のホームページからダウンロードできます。

団体名	十和田市	十和田地区食肉処理事務組合	十和田地域広域事務組合	十和田地区環境整備事務組合
提出書類	市指定様式ほか	統一様式または組合指定様式		
受付期間	1月15日(火)～2月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)			
有効申請区分毎の年度(※)	①建設工事	平成31年度	平成31・32年度	平成31年度
	②測量・コンサルタントなど	平成31・32年度	平成31年度	平成31・32年度
	③物品など	平成31・32年度	平成31年度	平成31・32年度
その他	①は毎年申請が必要で③の内容は、製造・売買・修繕・印刷・委託・賃貸借・除雪などです。	②、③は中間年の受け付けとなりますので、平成30年に申請済みの場合は必要ありません。	③は中間年の受け付けとなりますので、平成30年に申請済みの場合は必要ありません。	①は中間年の受け付けとなりますので、平成30年に申請済みの場合は必要ありません。
お問い合わせ先	管財課 ☎⑤ 6714	同組合庶務係 ☎⑤ 5840	同組合総務課 ☎② 8100	同組合総務係 ☎⑤ 2178

※平成31(2019)年度、平成32(2020)年度

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申込先 総務課広報男女参画係 ☎⑤ 6702